

中国人代表権問題から見た近代中国の開港場における 中国と西洋の関係

— 上海租界納税人会議の議論を中心として —

王 敏
(菊池敏夫 訳)

はじめに

いわゆる「中国人代表権問題」とは近代開港場の租界市政管理機構における中国人代表権の資格問題を指す。上海共同租界（以下「上海租界」）体制がもつ独自性のために、この問題は上海において最も突出して現れた。上海租界中国人代表権問題の焦点は中国人が租界の市政管理機構——工部局董事会〔理事会〕。訳注、以下同じ〕に中国人董事のポストを置くよう要求したことにある。この問題は当時も「中国人董事問題」⁽¹⁾あるいは中国人参政権問題と呼ばれた。

中国人代表権問題は1920年代に表面化した⁽²⁾が、その起源は租界設立の初期にまで遡ることができる。1854年の「〔第二次〕土地章程」によれば、中国人は租界に居住し商売をすることができたが、その政治的地位は外国人と平等ではなかった。その主たる現れは中国人が外国人と同じく工部局の各種の税を納めなければならないにも関わらず、「土地章程」に基づいて成立した工部局董事会が中国人をその枠外に排除したことに見られた。中国人が租界の立法機構である納税人会議に参加したり、さらには董事会董事を選出したりする資格をもつことはできなかった⁽³⁾。1880年代になると、上海租界の上層中国人の権利意識は次第に覚醒していった。顔永京らは中国人が外国人と同様に租界の税金を負担していることを理由に、外灘公園における中国人の入園拒否をめぐる問題について工部局にしばしば抗議した。ただし当時はまだ中国人代表権問題は明確には提示されてはいなかった⁽⁴⁾。1905年になると、会審公廨案⁽⁵⁾をめぐる大騒ぎとなり、中国人は初めて正式に工部局董事会に中国人代表権を設けるべきであるという要求を提出し、租界の中国人紳商と工部局との協議を経て、中国人の諮問機関である華商公議会議代表委員会を成立させようと企図した。ただしこの計画は1906年3月に召集された納税人会議の席では可決されず、うやむやのうちに消滅した⁽⁶⁾。上海租界中国人代表権問題が再び提起されたのは1918年のパリ和平会議の後であった。その誘因はパリ会議の席上、中国代表が会議に提出した主張のなかに、租界市政機構はそのなかに中国人董事を置くべきだという内容が含まれていたことであった⁽⁷⁾。ここに言う「中国人董事」とは決して上海租界の中国人董事だけを指すものではないが、しかしそれは間もなく後におこる上海租界中国人参政運動と大きく関係した。この運動は五四運動の影響下で起った。上海馬路商界聯合会は1919年7月に「代表なくして租税なし（no representation without taxation）」をスローガンとする納税拒否運動を指導し、租界当局に向かって中国人董事のポストの存在こそが主な「市民権」であると主張した⁽⁷⁾。この運動の結果、中国人代表権の議案は1920年4月の納税人会議に提出されたが、席上議案は否決された。しかしこれで決着はつかず、中国人はこの問題をめぐって上海租界当局と上海領事団に対して不断に要求を提出し、さらに何度も抗議行動を行った。そして

1930年5月までに工部局董事会に5つの中国人董事ポストを設ける議案が最終的に可決され、中国人代表権問題はようやく一段落した⁽⁸⁾。

中国人が代表権問題のために起こした抗議活動は当時も中国人参政運動と呼んだ。これは上海の都市生活のなかの一大事であり、近代中国の開港場における未曾有の新現象であり、その後も再び現れることがなかった独特の運動であった。加えて、この事件の抗議の対象となったのは上海租界当局だけではなかった。それは列強の在華代表機構である北京公使団や上海領事団をも容易に巻き込み、この運動に高度な国際性を付与することになった。それでは、この新しく独特な運動はどのような景観を見せてくれたのだろうか。この高度な国際性を伴う問題はどのように解決したのか。学界はこの問題に関して、これこそが中国人民の愛国主義運動であるとしている。しかしこの視点は、この問題の複雑さや多面的な性格に照らして明らかに曖昧で単純すぎる⁽⁹⁾。本稿はこれとは別の方法を取り、新しい視角からこの問題を広げ、深めようと考える。すなわち上海租界納税西洋人会議の中国人代表権をめぐる議論を中心に、そこで取り扱われた問題を通して、この問題の起源、それが影響した近代中国と外国の関係、中国と西洋の関係の重層する側面を複合的、多面的に明らかにしたい。

一 中国人代表権の議案は納税人会議に4回提出された

工部局董事会に中国人董事のポストを設けるには上海租界のきまりによって比較的複雑な手続きが必要であった。最初に「土地章程」の関連条項を修正し、納税人会議にかけ、同意を得なければならない。同意が得られると、工部局が条約国列強の駐滬〔「上海駐在」〕領事によって構成される上海領事団に報告し、それを受けて列強駐華公使によって構成される北京公使団が批准するというものであった。中国人董事の議案が納税人会議にかけられるのは必須の手続きであるが、中国人代表権問題解決の実際からいえば、最大の関門または障害となる環節は納税人会議の議論であった。中国人代表権議案は1920年4月、1926年4月、1930年の4月そして同年5月と前後4回同会議に提出された。前の2回に出された議案の内容は中国人董事ポストの創設に関するもので、後の2回は中国人董事ポストの増設に関わるものであった。そのうち前の3回の会議は納税人会議年会であり、最後の1回は納税人会議特別会議であった。4つの議案が納税人会議に提出した基本的な内容は以下の通りであった。

1920年4月7日、中国人代表権議案は初めて納税人会議にかけられた。その直接の推進要因は1919年7月以来、中国人の抗捐〔納税拒否〕運動が引き起こした「市民権」運動であった。この間、上海の商人組織である上海総商会⁽¹⁰⁾と上海馬路商界聯合会⁽¹¹⁾はイギリス駐滬領事と工部局に対して中国人代表権の要求を何度も提出し、1920年4月初めには華商による8000筆の請願書を提出した。工部局は諮問機関として中国人顧問委員会の設置を決定したものの、中国人董事を設置せよという要求を受け入れることはなかった。しかし最終的には中国人代表権問題を同年4月の納税人会議の議事日程に組み入れることを決定した。この席上、中国人代表権問題は2つの単独提案に分けられた。すなわち中国人顧問委員を設置する議案である第8号議案（以下「中国人顧問議案」）、中国人董事を設置する議案である第8号A議案（以下「中国人董事議案」）の2つとした。まず、中国人顧問議案は主に1919年10月に工部局董事会が作成し、5人の中国人顧問を設置する決定が納税人会議に具申され採択された⁽¹²⁾。議案提案人はそのとき工部局総董〔理事長〕であったピアース（E. C. Pearce）であった。彼は談話の中で、中国人の地位は租界外国人にとっては同居する仲間のようなものであり、会議に出席する納税人が友誼の情を發揮し、諮問機関としての中国人顧問委員会の設立に同意するよう呼びかけた、と語った⁽¹³⁾。次に、中国人董事をめぐる議題の具体的内容は、工部局が具体的な措置を講じて「土地章程」の改修を批准し、董事ポストを9席から12席へと増やし、新設の3席に中国人を任命するというものであった⁽¹⁴⁾。外僑〔外国居留民〕のリトル（E. L. Little）がまずこの議案について陳述した。当時中国人董事

のポストの設置に反対する各種の見方を取り上げ、逐一反駁を与えた後に、リトルは重ねて自由、平等、進歩の理念および現実的要求などの角度から、中国人董事の設置に関する議案を支持する理由を説明し、公正さや外僑自身の利益を考慮して設置を受け入れるべきであると呼びかけた。そのあと弁護士のエツラ (Ezra) はこれに賛同し、一歩進めて議案支持の理由を陳述した。しかし中国人顧問議案の提案者ピアースはすぐあとに、^(まわ) 董事会が一致して中国人董事設置の議案に反対していること、その他政治的要因や中国人の腐敗などを理由に反対の立場に回った (詳細は後述)。これを票決に付すと、出席者の三分の二の反対で、議案は否決された。

1926年4月14日、納税人会議の年会が召集され、中国人代表権は会議の第6号議案として再度会議の討論に付された。この度の中国人代表権議案が納税人会議に提出された背景は6年前と比べると似ている点がある。例えば、中国の政治環境も同じだし、民族主義の高揚も関係している。ちょうど1年前に発生した5.30惨案に係争中であり、中国人董事の設置は中国側の要求として提出されていた⁽¹⁵⁾。しかし異なる点もある。この時のイギリス外務省はすでに対中国政策の修正を考えており、工部局董事会もそれに応じて立場を変えようとして中国人の要求を受け入れる準備をしていた⁽¹⁶⁾。このようなわけで、この納税人会議で中国人董事設置の提議をしたのはそのとき工部局総董であったフェセンデン (Stirling Fessenden) であった。彼の提議の内容は1920年のリトルの提議と基本的に一致していた。それは当時のリトルのものの見方を引き、時代がすでに大きく変化していることを認め、納税人会議はこの情勢の変化に対応して中国人董事の受け入れに賛成すべきである、というものであった。彼の提案のあとに、以前工部局総董だったブローク・スミス (A. Brook-Smith) がこの議案に賛成して出席の納税人たちにこの議案を受け入れるよう求めた。そのあと外僑のケンウェル (Lawrence K. Kentwell) がこの議案の修正案を出した。それは主に中国人董事を設置する根拠に関係するものであった。彼は中国人董事を3人とするプランには根拠が乏しく、中国人が自然と独断的になってしまう可能性があるので、中国人の納税額を適切に勘案したうえで中国人董事のポスト数を確定すべきだという意見を出した。外僑のラッセル・シェン (Russell B. S. Chen) が賛成して修正案を支持した。続いて『字林西報』 (North China Daily News) の編集長グリーン (O. M. Green) は原案を支持しケンウェルの修正案に反対した (後述)。票決では原案が可決され、修正案は通らなかった。

中国人代表権議案が3回目に納税人会議に出されたのは1930年4月16日であった。このとき会議に出された議案は前の2回とは異なった。同会議は具体的に「董事会に権限を与え、中国人董事ポストを3から5へ増やすことを関係国に説明するよう指示した」のである⁽¹⁷⁾。中国人董事ポストの増設は、一面では1926年以来租界の中国人が不断に努力した結果であり、他面ではこのプランが北京公使団の支持を得たこと、さらに工部局が招聘した上海租界問題調査の専門家フィータムが上海にやって来て、ちょうど調査活動を進めていたことも関係した⁽¹⁸⁾。友好的な雰囲気の中かで工部局董事会は中国人の要求を受け入れることを決定し、総董から年会の席上一議案として提出された。しかしこの議案が会議に出されたとき、劇的な出来事が起こった。工部局総董マクナートン将軍 (MacNaghten) が議案を提出すると、伝道師のシェパード (G. W. Sheppard) が支持を表明したあと、続いて葛福来弁護士事務所の弁護士マクドナルド (Ranald G. Macdonald) が極めて煽動的な演説を行い、中国人董事ポスト増設の議案に激しく反対した。その結果、この議案は否決された。この結果は上海領事団や工部局にとってはまったく想定外で、彼らは守勢に回って火消しに躍起になるほかなかった。最後はイギリス領事と工部局が、イギリス商会とアメリカ商会の両会長と60余人の納税人に上海領事団に向って納税人特別会議を招集すべく求めさせた。4月22日、上海領事団は5月2日に納税人特別会議を招集すると宣布した⁽¹⁹⁾。十分な準備を経て、特別会議は予定通り開催された。この会議は普通とは随分と違っていた。1668枚の投票用紙をもつ1228人の納税者が出席し、長年の歴史の中かで一番多くの人が出席した会議であった⁽²⁰⁾。イギリス領事などがみな列席し、リーダー格のアメリカ領事カニンガム (Edwin Sheldon

Cunningham) が議長を担当した。最初にイギリス商会主席のカルダー・マーシャル (R. Calder-Marshall) が提案者として発言した。彼は特にイギリス籍納税者が議案を支持するよう強く促し、イギリス商会と中華協会 (China Association)⁽²¹⁾ も彼に委任して議案の支持を表明したと発表した。バーキル (A. W. Burkill)⁽²²⁾ は支持を表明し、発言のなかで将来の市政管理では中国人と全面的に協力していきたいと言明した。以上の 2 人を含めて都合 7 人が席上発言した。そのなかには 4 月の年会で発言したマクドナルドもいた。彼は前回と同様に反対意見を述べたが、会議の雰囲気は前回とは異なり、彼に同調する者はほとんどいなかった。最終票決では反対が 50 票を超えず、議案は可決された⁽²³⁾。

納税人会議における中国人代表権議案をめぐる議論はある特定の時空のなかで起ったもので、十数年続いた中国人参政運動のなかのほんの一部に過ぎない。しかしそれは中国人代表権問題の多くの側面を集中的に反映した。あれこれの言論は同時にまた一つの発見の過程でもある。すなわち中国人代表権問題の起こりや問題の所在は正に支持する側と反対する側の反復する論争のなかからいっそうはっきりと見えてくるのである。以下に見ていこう。

二 反対する側の主たる見方

中国人董事に反対する見方は主にピアース (1920 年)、グリーン (1926 年)、マクドナルド (1930 年) などに集中的に現れている。これらの見方は同じ会議で発表されたものではないし、照準をあてた問題も少し違うが、基本的な出発点、論調や主張の基本は同じか、または近いものである。

(1) 中国が代表権を要求するのは法的根拠に乏しい

中国人が代表権を主張する際のスローガンは「代表なくして租税なし」で、納税者は市政管理に参画する権利があるはずだと主張したのである。このスローガンはある具体的な規則とか法令とかに基づいたものではなく、アングロ・サクソン時代におけるイギリス自由主義の理念に始まるものである (後述)。しかし反対する側は、この視点、すなわち自由、平等の理念から出発して中国人代表権問題を討議することを避けた。例えば、ピアースは中国人顧問問題の議案を支持した際、この問題は異なる角度から詳細に検討すべきであると婉曲に表明し、「中国人が我々の地方自治に参画する際に、[我々の] 議歩の問題を平等や公平の理念にまで関係づけて考えるはどうか」と提起した⁽²⁴⁾。いわゆる「異なる角度」とは法的根拠もしくは条約の根拠を指している。我々が見てきたところでは、中国が外国と調印した条約ないし双方が批准した法律文書、具体的には 1842 年に中英両国が結んだ「南京条約」に基づいて、外国人は上海に来て貿易を行い、居住することができたし、1845 年に上海道台が公布した「[第一次] 土地章程」に基づいて、上海租界は専ら外国人に居住権を分け与えたのである⁽²⁵⁾。言い換えれば、外国人の租界における居住権と法的位置は条約と章程が賦与したものである。そして租界設立当初、中国人は事実上租界に寄寓していたに過ぎなかった。1920 年の納税人会議における工部局総董ピアースの発言はそのプロローグであった。

1842 年の「南京条約」に基づいて、外国人は上海にやって来て貿易をし、居住することができた。1845 年、最初の外国租界の境界が確定し、1 平方マイルにも満たない、蚊や蠅が群がる湿地が外国人の居住と貿易活動のために割り当てられた。何がこの土地を確定するのかについては、私が理由を述べるまでもない。ひと言で言えば、租界の度重なる拡張、不断の進歩は現在の「土地章程」と付則のもとで具体化できた。租界の自治権が外国居民に賦与され、彼らが毎年選ぶ 9 人の執行委員あるいは工部局が権力を行使してきたのである。強調する必要があるのは租界とは外国人に与えられたものだけということである。そのなかに外国人の商店や家庭で働く中国人は含まれな

い⁽²⁶⁾。実際 1845 年の「土地章程」は、租界の居民が土地、建物を中国人に売ったり、貸したりすることを堅く禁止し、租界全体が将来完全に外国人居住区となるよう定めていた。1855 年、この原則は道台〔上海の地方長官〕が署名した公報でも確認された。その公報は、中国人は許可を得て初めて租界に居住できることを力説している。

さらに外国語による大量の道契〔租界の土地の永代借地権を証する地券〕のなかにも同様の条項が含まれており、役所が正式に権限を与えられるような法案が可決されない限り、中国人は租界のいかなる土地、家屋も合法的に所有することはできなかった⁽²⁷⁾。

意外な状況の発生によって、中国人は初めて租界に居住することができた。

19 世紀 60 年代に、租界に接する地域に太平天国軍が現れると、租界が中立であったため何千何万の中国人が租界に保護と庇護を求めた。これを許可する制度が強制執行された。しかし、このことは次のような事実を決して変えるものではない。すなわち、弾圧を逃れ租界に来て、我々と一緒に居住する、あの中国人たちは権利に基づいてここに来たのではない。彼らは租界の外国人からすれば客人の身なのである⁽²⁸⁾。

したがって中国人が租界で生活していったのは外国人の客人に対する寛容によるのである。外国人と中国人の間は主客関係であり、外国人が租界の主人である。中国人は客人で、外国人と平等の地位をもってはいない。そこでピアースは、客人としての中国人は「我々の管理に参加することを求める合法的権利をもたない」と明確に提起したのである⁽²⁹⁾。

(2) 租界と上海の発展・繁栄は主要には外国人の貢献による

ピアース、グリーン、マクドナルドはそれぞれの発言のなかで異なる角度から一点を強調した。ピアースはこの問題に話が及んだ際、こう言った。「実際に上海租界の発展と維持のためのなにがしかの金銭は外国人社会から出ているのであって、中国人社会からではない。……正に外国人と非中国人の支払った精力と努力が、早期には蚊や蠅の群がっていた湿地を繁栄した都市に変えたのである。」⁽³⁰⁾ さらにグリーンは嘲笑的な口調でこの問題に言及した。

1840 年代、租界は我々が中国政府から不法に奪ったのではなく、官吏が外国人に住居を提供したのである。そのときの官吏は外国人が最初に住んでいた旧市街〔南市〕を離れるよう苦心惨憺していたことは疑いなく、かつ同じ発想で、ずっと古い時代に外国人を広東の蕃坊里に閉じ込めたように、彼らをこの荒れ果てた地域に閉じ込めておこうと考えたのである。外国人が投入した根気と公平な心によってこの荒れた砂州にはこの偉大な都市が建設された。さらにこの地域は当初我々に与えられた時には、何人かの皆さんが私の面前で称賛したような「甘いお菓子」では断じてなく、逆にまったく始末に負えない腐った犬の骨だったのである（大きな笑い）⁽³¹⁾。

そして 1930 年 4 月の納税人会議で、マクドナルドは中国人代表権議案に反対する、すぐれて煽動的な発言を以下の言葉で結んだ。

とにかく皆さんに指摘させていただきたい。この都市の成長と富に対する中国人の大きな貢献を低く評価することはできないにも関わらず、この偉大で、すばらしく、どこにもない都市が湿地から現在の姿に変わってきたのは主として外国人の知力、高潔さと公平さ、そして資金によるであ

る。この都市を南市、閘北、呉淞あるいは中国の如何なる都市とでも比較してみれば、あなたはこの点を理解できるでしょう⁽³²⁾。

関連する条約によって、上海租界は外国人に居住を許した。歴史の角度からみれば、上海租界と上海という都市の発展と繁栄は主要には外国人の貢献である。これは当時中国人代表権に反対する多くの見方のなかで最もありふれた見方である。例えば1920年1月6日に召集された工部局董事会の中国人代表権を専門に討議する特別会議の席上、董事会董事のホリッドは、中国人は自分の市政府内においてさえそんな権利はもっていない、と蔑んだ口調で言った。それなのに彼らは共同租界でその権利を獲得しようとしている。彼はさらに付け加えた。「城内には上海の中国人を住ませ、租界には西洋人を居住させた。……〔中国人に代表権があたえられたならば〕彼らの租界内における地位は、旅館に泊まった客が金を払いさえすれば旅館が彼らを歓迎し、彼らの不満さえも聞いてやる、といった類のものとなる。しかし彼らが本末を転倒することはできない」⁽³³⁾類似する言論は当時の新聞、雑誌、世論に折りに触れて登場した。このような反応は代表権のなかに治外法権の撤廃と租界の回収などの主張を含めたことに対する外国人の不満から出たものであった。実際この種の感情は相当数の外国人のなかに存在した⁽³⁴⁾。

(3) 中国人の品行と市政管理能力

中国人代表権に反対する理由の中で最も強烈で、最も広範な外国人が共鳴したのは中国人の腐敗の問題であった。ちょうどリトルが1920年の納税人会議で描写したように、「中国人の参政権に最も強く反対した理由は彼らの生来的な腐敗とゆすり・たかりに由来する。」⁽³⁵⁾詐取・強奪をしない中国人などいないし、中国人董事はその地位を利用し不正をはたらき、陰で賄賂を受け取るだろうと一部の人は真面目に信じている⁽³⁶⁾。中国人の腐敗は代表権議案の討議のときには気づかないような問題であったが、納税人会議で、この議案について発言した人は、賛成反対を問わず、毎回みなこの問題に言及した。1920年の会議で、中国人董事議案を支持したリトルは極めて客観的な立場から中国人の腐敗とその根源について論評した。

我々はみな中国人の間で詐取・強奪が広く見られることは知っているが、このような現象がいつ生まれ、いつから彼らの政体のなかに根付いてしまったのかは分からない。役人に対しては役所での地位を勘案して名目上の給料は支払われてはきた。だが、この給料は長い間極めて少なかった。下級役人や補佐役の賃金は生活を維持するにはまったく足りない。それで、彼らは上から下まで彼らの地位に応じていろいろな収入源をつくり、謝金を確保する方法としてきた。このようなやり方に慣れていない外国人は誤ってこれを詐取・強奪と見てしまうが、中国人の目からすれば何ら秘密でも不正常でもない。これは外国の役人ももらっているビザ発行手数料と似たところがある。中国人が役人に某かの謝金を支払うのは正常で、認められたことであり、役所側の同意を得たやり方であると考えられている。当然、これもこの制度の濫用を招き、墮落して国家承認の私服を肥やす手法になった。そしてこの種の収奪が庶民の忍耐の限度をはるかに超えたので、彼らはさまざまな方法、例えば役所を焼き払ったり、また商取引を拒否したりする方法をとおして不満を表した⁽³⁷⁾。

ピアースはリトルへの反論のなかで激しい言葉を使って中国人の腐敗を非難した。「我々がいる国、すなわち中国では詐取・強奪がかくもはびこっているのです、ここでは商取引における詐取・強奪は自然なこと、役所が必要とするものと考えられている。正に『字林西報』が言うように、それはすでに完全な制度となっていて、ちょうど我々が空気の圧力から逃れられないのと同様で、それは公職における合法

的な特別収入であった。もしこのような要素が租界の行政機構に持ち込まれたならば、それは非常に危険なものになるだろう。実際、もし腐敗と詐取・強奪が我々の行政部門に進入したら、我々の管理は非効率の谷底に向かって滑り落ちていくだろう。」⁽³⁸⁾

腐敗のほかに、中国人は近代的な市政管理能力をまだもっておらず、これがまた議案に反対する理由の一つとなっている。正にリトルは中国人董事議案に反対する各種の視点や表現についてこう述べている。「この他にもある亡霊が臆病者を脅かしている。……この恐るべき光景とは租界が閘北、浦東および租界周辺の地区の管理水準にまで落ちぶれることだ。[閘北、浦東などの地区の] 汚い街路、薄暗い照明と混乱する交通。この光景は繰り返し生々しく描写され、それを聞く人をうんざりさせるほどである。」⁽³⁹⁾ ピアースはリトルに反論したときも、この一点を重要な理由とした。

我々の意見はこうである。中国人についていえば、彼らの管理能力を十分に証明できる証拠など何もない。このため、もし彼らが董事に当選したなら、租界が少しずつ非効率と進歩の欠乏という状態に落ち込む可能性は極めて大きい。租界の発展はより高い効率とより大きな進歩をもたらし、かつ租界居民の利益を増進したが、租界に隣接した華界〔中国人居住地域〕はこの非効率と進歩の欠乏との突出した事例である。ただ華界は租界の発展が眼前にあり、それを学習の手本としている。もし彼らが能力をもち、租界のようにやりたいと願うなら、彼らはいとも簡単にやることのできる⁽⁴⁰⁾。

ピアースはさらに武昌起義後における漢口再建の状況を例として取りあげ、彼の見方を説明した。彼が言うには約8年前、漢口の華界は焼かれたが、そのとき中国の建設部門の計画は、この地を民国で最も優れた、最も現代的な都市として再建しようとした。しかし実際の建設の成果はどのようであったのか。ピアースは『華中日報』の関連報道を引用する。「青写真が何枚も描かれ、新しい街に建設される家屋の青写真を建設部門のショーウィンドーに展示し、3台の蒸気道路ローラーを発注した。これが建設部門のやったすべてのことであった。」ピアースは続けて述べている。「これは滅茶苦茶な国家がどのようなことをするか、あるいはすべきことをしないかを典型的に物語っている。」⁽⁴¹⁾

ピアースは中国人の市政管理能力がまったくないという感想を述べたあと、一連の問題を提起した。「我々はこの非効率をわが租界管理に持ち込むことを認めようというのか。我々は中国人がわが租界のなかで何か実験するのを認めようというのか。我々は彼らがここで普通選挙の実験をするのを認めようとしているのか。」続けて言う。「中国人が租界の外の地域で優れた実験をやった時、彼らが指名した代表が租界事務のなかで成功を取った時、彼らが満足のいく管理者能力を提供した時、彼らが合理的な基礎のうえに地方もしくは全国の管理を確立した時、かつ彼らがかかる進歩と発展を示し確信をもつことができた時、皆さん、こういう時にこそ、我々は初めて我が行政事務のなかで中国人が直接の発言権をもつことに同意できるのだ。」⁽⁴²⁾

上述のような見方をする外国人は決して少なくなかった。早い時代、これらの人々は「頑固派」(die-hard) と呼ばれ、のちには「上海頭脳」(shanghai mind) と呼ばれた。彼らは頑固に上海の繁栄と発展は完全に外国人の貢献によるものだという見方を持ち続けた。例えば『字林西報』記者ウッドヘッド(Henry George Wandesforde Woodhead) は1902年に中国にやって来て、30年以上も新聞記者をやり、その時代の言論界に大きな影響を与え、中国問題の権威の一人といわれた。彼は1933年に出版した回想録『我在中国的記者生涯』のなかで中国の治外法権問題に言及した際にも依然としてかかる論調を繰り返していた。

今日の上海は世界で第7番目の大きな港である。近代的なビル、アスファルト道路、近代的な排

水設備、照明、電話や運輸システムそして効率的な公共サービス、これらすべてが上海を中国最先端の都市にしている。90年に満たない発展過程において、上海は道路がぬかるみ、人口（主に農民と漁民）の少ない村落から大国際都市となったが、その発展が依拠したのは外国の企業や公司であった⁽⁴³⁾。

したがって、これらの外国人は、租界は外国人のコントロールと管理を保持しなければならないという立場を堅持した。もし租界が中国人代表権のために中国人によって支配されたら、租界のあのようによく管理や上海の繁栄は二度とやって来ないだろうし、外国人の利益もこれによって必ず大きな損失を蒙るだろう、というのである。彼らは中国人に対して深い先入観をもっていた。例えばマクドナルドは弁論のなかで、的外れにも、むかし乾隆帝がマカートニーに寄せた手紙の一節を引用して、上海馬路商界聯合会が表明した中国人代表権に関する宣言と乾隆帝がマカートニーに宛てた手紙に述べられた精神との間には不一致があるではないか、などと述べた⁽⁴⁴⁾。同時に、これらの外国人はこのときのイギリス政府による対中国開明政策や工部局の中国人代表権問題に関する立場に対して非常な不満を抱いていて、マクドナルドの納税人会議おける発言はイギリス外務省や工部局董事会の中国人に対する譲歩政策を指弾した。

我々の董事のなかにはイギリス外務省の極東政策に責任を負うような思想や、それらを実施する官吏と同様に気が弱く、〔何事も本国の指示に従うという〕これまでのやり方にとらわれている人がいて、私が今この話をするのはタイミングが悪く彼らの機嫌を損ねるかも知れない。しかし、董事たちの考え、決定、行動に関する悲惨な状況は表面化こそしてはいないが、すでに一定の納税者の間ではそれが薄薄感じられている。よりはっきりと言えば、彼らはいつも進退窮まった状態にあるのだ。董事会のイギリス籍の董事は覚えておくべきである。イギリス外務省とその顧問はあれほどまでに煩わしさから逃れたいと考えているようだが、我々上海の納税人は、あらゆる時に、あらゆる方法で、あらゆる人に譲歩する、という、いわゆるチェンバレン・コンプレックスを見習う気はない⁽⁴⁵⁾。

マクドナルドはさらに帝国主義的論調をぶち上げて、マコーリー（Thomas Babington Macaulay）卿が、1840年4月、下院でイギリス植民者を持ち上げた一節を持ち出した。「我がインド帝国を建設し維持した偉人クリーブ（Clive）とワレン・ハステインズ（Warren Hastings）は国内のすべての特別指令をただの紙くず同然に扱った。もしこれらの偉人が〔国家の〕命令に対するかかる意識と精神をもたなかったならば、我々は現在のインド帝国をもてたはずもなからう。」⁽⁴⁶⁾

三 支持する側の見方

華人代表権を支持する言論は、主にリトル（1920年）、エツラ（1920年）、ケンウエル（1926年）らの発言である。反対する側の視点が中国人に対する負の評価と植民主義者の強権の論理に満ちているとするなら、支持する側の視点はこれとは截然たる差がある。

その一は、上海の繁栄に対する中国人の貢献を認め、彼らとの協力が極めて重要であることを強調する。

中国人代表権議案に反対する側は中国人と外国人が租界において平等の地位をもつことを認めず、中国人は租界に居住でき、その良好な施設を利用できるのだから満足すべきだと考えているようだ。しかし、その見方は、租界の繁栄が主に貿易に依存してきたこと、中国人が単に隣人であるだけでなく貿易

仲間なのだということ、この非常に重要な2つの側面を軽視するか、または故意に見落とししてきた、と支持する側は考えている。人口の多い中国人の存在なくして、租界の繁栄はなかったのである。

我々は、中国人を租界に呼び招いた。租界にあるそれぞれの領事館は外国人名義の土地売買契約書をもっているが、本当の所有者は中国人である。我々は中国人と交易し、彼らから税を取っている。我々は彼らの存在が租界の富を極めて大きく増やしたことを知っている。我々は、もし中国人がここにいなかったならば我々の商品は市場をもつことはできなかったということ率直に認めなければならない。彼らはこの点で我々に利益をもたらすので、我々も彼らが租界に来るよう奨励したのである。もし中国人は一斉に租界を離れるべきだというような議案が納税人会に出されたら、あなた方はこぞって反対するでしょう。あなた方は自分の生活というものを分かってないから、中国人代表権に反対するのだ。さらに言えば、もし中国人がここにいなくなったら、我々は彼らを探すことになるでしょう。我々は貿易共同体なのだから、我々の市場をつり出すためには、中国人と一緒になければならないのだ⁽⁴⁷⁾。

これだけでない。未来における上海の繁栄もまた必然的に中国人との協力という基礎の上に打ち立てられる。1926年納税人会議で、フェセンデンは中国人代表権議案に賛成して次の点を特に強調した。「中国人は租界の繁栄と富のために大きな貢献を成し遂げた。中国で最も偉大な、この工商業都市の未来の繁栄と発展は、中国、西洋双方の友好と協力で完全に、かつ絶対的に依拠している。」⁽⁴⁸⁾

その当時、中国と外国とはともに未来における上海の発展計画——大上海計画（Greater Shanghai）⁽⁴⁹⁾——を下準備中で、リトルとエツラは中国人代表権議案と大上海計画の実現とを関連させて発言した。リトルは以下のように認めた。

上海の居民（Shanghaiander）として、この都市に我々は利益を擁しており、その榮譽のためにも、上海がロンドン、ニューヨークのような「大上海」になることを願っている。偉大な現実はずっと熱意ある人々の夢に始まる。……もし我々の董事会において中国人と平等な条件での仲間関係を樹立できたならば、簡単に想像できることだが、偉大な夢の実現は可能である。……すぐにはなく、徐々にではあるが⁽⁵⁰⁾。

エツラは続けてこう表明した。「納税人は未来の大上海が堅実な基礎の上に建設されることを認識すべきであり、その際、協力こそが最終的に成功を獲得する只一つの手段である。愚見を申せば、この議案が可決された場合、これはこの国際的社会集団の持続発展と幸福を願って言うのだが、協力という理想が絶対に必要かつ重要である。」⁽⁵¹⁾このような訳で、支持する側は中国人代表権を承認しようと考えたのだが、これは中国人と良好な協力関係の樹立のための非常に重要な一歩であった。

諸君、今日の決定は我々の将来における中国人との関係に影響を与えるであろう。もしあなた方がそれを拒絶したら、只一つの言い訳は、外国人は中国人にうまく対応できないのだ、ということになろう。中国人代表権議案を受け入れるということは外国人と中国人と一緒に宣言したものを行動に移すということで、それを我々外国人が願っていると解釈されることになろう。このことは中国人が最大の努力を尽くすことを鼓舞するし、我々の彼らに対する信任に反することでもない。これは彼らと我々との間の友好関係を樹立するのに役立つであろう⁽⁵²⁾。

その二は、中国人代表権議案が体現しているものは西洋の自由主義に起源をもち、世界歴史の進歩と

いう潮流に符合するということである。

中国人が中国人董事のポストを求める際、依拠した「代表なくして租税なし」という主張は納税人の権利である。当然この理念は上海租界の中国人が発明したものではなく、欧米に起源をもつ。それは13世紀のアングロ・サクソン期のイングランドに始まり、ジョン国王が調印したマグナ・カルタをとおして確立した。マグナ・カルタは西洋立憲政治の濫觴であり、世界近代史の過程でとりわけ深遠な影響を与えた。1919年下半期に上海租界で中国人参政運動が起きたとき、1人のアメリカ人弁護士のお陰で租界の中国人は「代表なくして租税なし」を代表権要求の基本スローガンとし、それは上海領事団や租界当局と交渉するときにも拠り所となった⁽⁵³⁾。

1920年の納税人会議でリトルも中国人代表権を支持する主たる拠り所とし、さらに彼は納税人の立場に立って、この原則の、人類社会の進歩過程における重要な意義について陳述した。

700年前、極めて大きな憤りをもった我々はすでに、明確な形で、自由、特に我々自身の租税収入を決める権利のために奮闘した。そのときから納税人の権利は次第に受け入れられていった。自由を熱愛するアメリカ州のイギリス植民者は、租税収入をめぐる闘いをさらに一歩進めて、故国同胞たちとも心をつ一つにして、自己の租税収入を支配するために努力した結果がアメリカ合衆国の建国であった⁽⁵⁴⁾。

単にこれだけでなく、近代以来、西洋人はいろいろなルートを通して、それを東洋の国家、たとえば日本、中国などに教え込んだ。「我々はかつて中国人に君たちも権利をもっていると教え、さらに彼らにモデルを示してこの権利をどのように要求していったらいいか考えさせた。」さらに現在中国人が要求している市政管理における代表権は正にこの原則をうちに含んだ西洋の思想観念が中国に影響を及ぼした結果であり、「いま我々の家の門前に立ち、我々の原則を求めて自分たちに当てはめようとしている人々こそが中国人なのである。」⁽⁵⁵⁾

それでは、中国人董事議案の投票権をもつ納税人はこの問題にどのように対処すべきなのか。リトルはこう考えた。「我々が理性、論理性、公正さという立場に立てば、体面のために彼らの正当で合理的な要求を拒絶することなど不可能である。」したがって、もし中国人の要求を拒絶したならば、ただ横暴に「我々は君たちを必要とは思わないし、君たちを受け入れようとも願わない」「我々は優越した武力を行使して自分の地位を守っていかうとするだけだ」といっていることになる。しかし、時代はすでに大きく変化してきている。

1920年代に生活する文明人はこのようにすることはできない。民主のため、世界の自由のため、我々は人類史上最大の戦争を戦わなければならない。上海について言えば、中国人の温和な要求を拒絶したならば、そのとき我々は自分自身の歴史をいたずらに弄ぶことになる。さらに我々が上海のために犠牲にした生命や財産などがムダになるだけであろう。

したがってリトルはこう考えた。「この議案を否決することは、上海の外国人は依然として後れた時代に生きていると公言することになる。我々は世界とその他の地方から後方に置いてけぼりにされてしまう。」⁽⁵⁶⁾

その三は、中国全体に対してモデルを提示することの意義である。

リトルはさらに提起する。納税人がいかに投票するか、その意義はまったく重大である。それは単に外界に向けて租界の外国人が世界進歩の潮流に付いていけるかどうかを明らかにするだけでなく、さらに世界の歴史を創造するかどうか、中国の歴史を創造するかどうかにかかっているのである。そして、

中国全体の進歩という観点から言えば、中国人代表権議案は非常に重要な意義をもっている。それは「この国において広範な影響を及ぼしていこうとしているのである。」

「議会制の政府など中国には存在しないという人もいる。それはそうなのだが、次の一点は誰もが分かっていることだ……我々はみなこれに非常に誇りをもっているのだが……すなわち上海は中国のその他の地方の流行や風俗をリードしている。より広い、世界主義的立場から見れば、ほとんどの上海居民はそれらが広く普及することを願っている。この願いの基礎には同情や思いやりの気持ちがある。……我々は鼓吹して終わりにするのではなく、自分が鼓吹したことを実践に移す。上海のもつ長所はつねに実践的だという点にある。」⁽⁵⁷⁾

それでは、中国人代表権の議案はどうしてこのように重要な意義をもつのか。それは主に近代上海がもつ独特の地位と巨大な影響力とによる。すなわち上海は多くの点において、例えば道路など市政の手になる建設物、医療文化施設、近代化した工場などにおいてはどれをとっても内陸の諸都市に先んじている。それで「内陸の都市が道路、病院、学校、製粉工場などを建設しようとするとき、彼らは上海にやって来て我々がどのようにしているかを見るであろう。彼らは、市政府を創設するといっても、よくは分からない。これは本当である。ただ彼らは以前に近代的な市政をもたなかったし、またそれをどのように創るべきか、あるいは創建後それをどのように運営すべきかについてよくは知らないのである。」リトルが外国人仲間に言いたかったのは、中国人代表権の問題は内陸諸都市の中国人が手本とするのに絶好の材料だ、ということである。

もし今中国人が出した要求に同意すれば、我々は租界の中国人にどのように選挙人になるかを訓練することになる。すべての省の代表もみな我々の都市にいるし、大勢の人が行ったり来たりしている。彼らはひょっとしたらすでに我々の所に来たことのある学生かも知れない。彼らは自分の町に帰ったら、市政活動のリーダーになるだろう。そして彼らは上海で言ったように言うだろうし、ここでやったようにやるだろう。なぜなら彼らは上海ではそうやってきたからである。

これと似ていて、我々の中国人董事もまた近代の市政府かどのように行動しているかをよく理解するだろうし、さらに彼らは我々からここで学んだことを百に上るその他のリーダーに順次伝えていくだろう。

これ〔中国人代表権問題〕は、我々がこういうやり方で民主の観念や政府の形式などをめぐる何百万にも上る中国人に影響を及ぼしていく非常に貴重な機会なのである。もしこの点を見誤ったら、聡明とはいえない。幸い我々は十分に想像力があって正しい認識もできるし、現在我々は投票を通して中国に影響を及ぼすことができる。これは神が期待しても、実現できなかったことである⁽⁵⁸⁾。

反対する側と比べると、支持する側の視点は、よりグローバルな視野と長いパースペクティブをもっている。支持者の社会的基盤は主には2つある。1つは、中国で西洋の価値を広めることに尽力している人々で、宣教師がその代表である。例えば1930年5月の納税人特別会議で発言したシェパード牧師は中国人代表権問題で商業的利益を強調する現象をこう批判した。すなわち投票人は投票時に僅かなりとも商業利益にとらわれてはならず、イギリスの崇高な栄誉と理想の観点から中国人代表権問題を取り扱わなければならない。なぜなら、イギリスは議会制と代議制を創り出した国だからである。いま1つは、商人で、主要には上海で投資利益があり、比較的長いパースペクティブと開明的な思想をもった商人である。商業的利益の角度から、彼らは中国人との友好、協力関係を重視するのである⁽⁵⁹⁾。

当然、中国人代表権議案が最終的に通過したからといって、それが決定的な作用をもつかは分からないとリトルたちは縷々語ってきた⁽⁶⁰⁾。とはいえ支持する側が表明した見方は、却って上海に代表される近代中国の開港場社会の別の一面、すなわち中国と西洋の利害は密接に関連しており、双方は共同利益の基礎の上で協力すべき存在であることを明らかにしている。

結びにかえて

近代以降の中国と外国の関係における対抗、闘争および中国・西洋間の衝突をめぐる研究はすでに相当見るべきものがある。特に中国にやって来た外国人のなかの植民主義者や帝国主義者の様子については関連する研究がすでに多くを解明している⁽⁶¹⁾。筆者の研究は、これらの既存の知見をそっくり改変したり、前人が出した重要な視点をひっくり返したりすることには関心がなく、それらの研究が関心を払ってこなかった分野、すなわち中国と外国、中国と西洋が接触する最前線である中国の開港場、特に中国人と外国人が共生する上海租界を探求することから着手し、その研究を通して中国と外国、中国と西洋の関係の重層性を明らかにしようとするものである。上海租界納税人会議の中国人代表権議案に関する議論からは以下のことが分かる。

その一は、中国と外国の間には矛盾し、対抗する面があるということである。だが、それはより根本的には相互依存の関係であり、ある程度はすでに利益共同体となっているともいえる。それは以下の点に見られる。

支持する側と反対する側とは上海の繁栄が主に誰の貢献によるのかという点に関しては異なる見方をし、中国人の租界における地位に関しても非常に大きな意見の違いをもつが、双方とも外国人と中国人との貿易仲間関係を認めており、たとえ反対する側であっても、中国人の存在が上海租界の繁栄に果たした意義を認めているのである。1926年の納税人会議で中国人代表権議案修正案に反対したグリーンは発言のなかで、こう表明した。「もし大量の中国人居民がここに来て我々と商業上の協力をし、かつ非常に多くのお金をもたらし、さらに率直に言えば多額の税金を納めてくれること等々がなかったなら、あれほど精力的で、誠実で、有能な外国人の管理も上海を現在のように変えることはできなかった。この一点は偏りのない判断だし、我々は本心からこのように考えている。」⁽⁶²⁾1920年の納税人会議では、工部局を代表して反対意見を述べた工部局董事のピアースですら、このことを理由に中国人顧問の創設を支持した。「我々は中国人が我々の仲間の居民であることを歓迎するし、彼らに対して最も誠意に満ちた友誼の情を抱いており、彼らが我が租界の繁栄にとって非常に大きく、重要な要素であったことを認める。それで、彼らに向かって、『いらっしゃい。我々の、そしてあなた方の（中国人の）市政と一緒に管理する仲間となりましょう』というのだ。」⁽⁶³⁾商業利益の追求、これは外国人の最も根本的な出発点である。そして租界を中心とする上海は外国人が商業利益を図る根本的な拠り所である。しかし、20世紀の20～30年代になると、彼らは却って極めて厳しい事態に直面する。それは他でもなく彼らが数十年にわたって経営し、統括してきた上海租界が中国人に返還されようとすることによる喪失感、不満であり、そして主要には自己の利益が害されるかも知れないという心配であった。しかし、租界統制権の中国返還は不可避であり、正にフェセンデンが1926年の納税人会議で述べた通りである。「我々がかかる事実を知らないわけではない。即ち中国の領土は遂には中国の支配下に戻されるであろう。——そのとき上海は偉大な国際都市、中国で最も繁忙な貿易センターであるだろう。」⁽⁶⁴⁾彼は納税人仲間に向かって言う。もし一歩退いて次善のものを求めることができるなら、それは、未来の上海が依然として繁栄を維持し、貿易仲間の中国人との友好関係も依然維持され、租界が中国に返還されたとはいえ、我々の商業利益は少なくともなお維持できている、というものである。彼はさらに言う。当然、これは最も楽観的な未来図であり、中国人代表権議案の支持者が最も目撃したい情景である、と。

他方、中国人は、自分の租界における地位に満足できないにも関わらず、外国人との貿易関係に頼り、特に租界に頼って巨大な利益集団を形成した。実際、今回の議論に中国人は一貫して直接には登場しなかったにも関わらず、却って極めて重要な役回りを演じている。その原因は、単に中国人の主張が中国人代表権議案の納税人会議への提出の直接の原因となったことにだけでなく、より根本的には20世紀の20~30年代、中国人が上海租界において非常に重要な存在となっていたことにある。それは中国人口に現れている。1920年、上海租界の中国人口は78万人、1925年は84万人、1930年にはすでに100万人を超えていた⁽⁶⁵⁾。他方、中国人も大量の富を集積し、かつその納税総額もすでに外国人を超えていた⁽⁶⁶⁾。そしてこのことは中国人が代表権を要求する現実の基礎であった。それゆえ1920年4月の会議で中国人代表権議案の共同提案者イツラは明確に提起した。「我々が考え、十分な自信をもって希望することがある。あなた方もこの一点では同感するだろう。このように数が多く、しかも日毎に増加する人口〔を擁する中国人〕は権利を、それも合法的権利をもつべきであり、彼らの利益にふさわしい代表権をもつべきなのである。」⁽⁶⁷⁾1926年4月の納税人会議で、工部局董事で議案提出人でもあったフェセンデンもこのことを議案支持の主たる理由とした。「皆さんによってすっかり明らかになったが、中国人の納付する税金は税収の大きな部分を占めている。しかし、市政管理において彼らの発言権ははまだ存在しない。」⁽⁶⁸⁾

ケンウェルの修正案はさらに一歩進めたもので、中国人の納税額に基づいて中国人董事の人数を割り当てるよう主張した⁽⁶⁹⁾。中国人の数は多く、富は巨大で、また租界の税収の大きな部分を負担している。かつ経済的地位は日増しに高まると同時に、数十年来見聞きした知識を身につけ、租界の上層中国人の参政意識は早くから芽生えていた⁽⁷⁰⁾。1つの利益集団として、中国人はすでに外国人の上海における特権的地位に対する挑戦を始めている。このことから、中国人代表権問題の議論が直接に反映するのは上海租界における中国人と外国人の間の、つまり2つの利益集団間の競争であり、議論の結果は双方が共同の利益に基づいて折り合いをつけた産物と見なすことができる⁽⁷¹⁾。

その二は、中国と西洋の間には格差と差異があるということである。たが、より重要なのは格差があることを踏まえた上での共通認識である。自由、平等および進歩は中国人が代表権を主張する主たる拠り所であると同時に、弁論においては支持する側の基本的な考え方であった。

外国人が支配する上海租界は効率がよく、廉潔な市政管理制度をもっている。これは上海租界が繁栄、発達する制度的な保障であった。この点については反対する側も支持する側も一致して認めている。双方の重要な相違は、中国人が租界の市政管理に参加したあと、租界の良好な管理が維持できるかという点をめぐって存在する。かつこの問題に関する論争は中国人の品行や中国の制度にまで広がっていった。反対する側は、中国人のなかに広く存在する腐敗は中国で長年続いた専制制度がもたらしたものであり、根が深く、甚だしい場合には生来の属性とすら考えている。彼らは、もし中国人が工部局のなかで主導的地位を占めたり、または彼らが工部局を支配したりしたら、上海の都市発展と繁栄の制度的基礎、すなわち廉潔で効率の良い市政管理が維持できるとは信じていない。反対者の中国人に対する鋭い批評と同様、人に深い印象を与えるのは支持者の中国に対する楽観的な姿勢である。すなわち支持する側も中国の腐敗が歴史にその淵源を求めているが、しかし彼らは進歩の観点から中国人はいま正に変わりつつあり、特に西洋の自由主義的理念を受け入れた若者たちが中国を変えつつあり、この変化は上海のような開港場から始まったと考えている。

以上を要するに、中国人董事議案に関する議論は近代上海における中国と西洋の関係を明らかにする一案件ではあるが、それが明らかにした問題は一地方の具体的な市政管理の問題をはるかに超えている。この議論を通じて、我々が目にしたのは、グローバルな視野の下で、普遍的な価値が錯綜する近代の中国と外国との、中国と西洋との関係である。そのなかには当然西洋覇権主義の強圧的な文言が少なくなく、たとえ中国人代表権議案を支持する発言においてすら西洋文明の優越を隠し切れてはいないの

だが、それでも中国と外国、中国と西洋との深層にあって共通するもの、または通底するものも、ほんやりとはあるが、見出すことができた。これこそグローバル化を背景とした近代の開港場が外国と相互に交織したものであり、相互依存による共同の利益に基づき、かつ自由、平等そして進歩という理念に基づいて創り上げた共通認識であった。これらのことが、正に中国人代表権議案が最終的に採択された根本的理由であった。

注

- (1) 1914年から上海フランス租界公董局も中国人董事を置いた。しかし本稿で「中国人董事」とは専ら共同租界工部局の中国人董事を指す。
- (2) 上海共同租界工部局 (Shanghai Municipal Council) は1854年に成立した。西洋の民主的伝統に基づき、イギリスの代議制によって確立された自治的管理機構の伝統に倣って、董事会は納税人会議から選挙で選ばれた7~9人の董事によって構成された。
- (3) 拙稿「論近代上海公園開放」『史林』2011年第1期、参照。
- (4) 清末、租界内の中外混合法廷である会審公廨における中国人女性犯拘留問題が引き起こした中国人の抗議騒動 (『上海名人名事名物大観』上海人民出版社、2005年、328頁参照)。
- (5) 徐公肅、蒯世勛編著『上海公共租界史稿』上海人民出版社、1980年、501~505頁。
- (6) 1919年1月、中国を含む「第一次世界大戦」の戦勝国はパリで平和会議を開いた。大会に提出された文献「中国代表提出の希望条件覚え書き」のなかで中国代表は治外法権撤廃と租界回収を要求した。そのなかで特に上海租界への言及があった。すなわち「上海共同租界は中国人民が95%を占めているのに各商団が挙げた1年任期の中国人董事は僅かに3人で、それも顧問に過ぎない」と(「巴黎和会中国代表提案之一」徐公肅、蒯世勛編著・前掲書、232~235頁)。
- (7) この運動は当時も「市民権運動」と呼ばれていた。
- (8) 1930年以降、中国人代表権問題は再度議題となったが、日中戦争の発生と時局の変化のため関心を持つほどの問題にはならなかった。
- (9) これまでこの問題をめぐっては2つの研究がある。その1は盧漢超が1980年代に書いた論文「論上海租界中国人参政運動的愛国性質」(『社会科学』1984年第4期)である。この論文は『申報』等中国語の新聞、刊行物を利用し、中国人が参政権を勝ち取っていった過程について論述し、それを愛国運動と評価している。その当時流行していた革命史の叙述モデルの影響を色濃く受けているが、現在のところ、これはこの問題を論じた唯一の専論である。その2は徐公肅らによる『上海公共租界史稿』で、ここでは「上海公共租界華顧問会」と「上海公共租界華董産生的経過」の2つの節が中国人顧問委員会と中国人董事設置の経過について比較的詳細な紹介をしている。上海租界の中国人参政権の概要を理解するには一定の価値がある。しかしこの書は1930年、南アフリカの司法官・フィータムが上海に来て上海租界問題調査を行ったのに合わせて速成したものである。実証のための関係資料は主に『申報』など中国語新聞・刊行物によっており、時代の制約を受けて論調は明らかに当時の民族主義的情緒に迎合したものとなっている。
- (10) 上海租界商人が組織し、1912年2月に正式成立した。前身は上海商業會議所公所である。中国人参政運動の時期、上海總商会の会長は朱葆三、聶雲台であった。
- (11) 「五・四運動」の最中に成立した上海租界の中小商人の組織。
- (12) 10月7日、工部局董事会会議は主に中国人顧問委員会問題と工部局中国人董事問題を討議した。会議は顧問委員会の設置には全面的に賛成した。付帯条件は、会議は市政庁で行うこと、委員会は中国人が指名した5名の委員によって構成されること、被指名人は指名される前に、租界に少なくとも5年間居住しなければならないこと、見積税額に照らして工部局に各種税金を納めること、中国政府内において如何なる官職にも就いていないこと、領事団は指名に対して拒否権をもつこと、であった(上海市檔案館編『工部局董事会會議録』上海古籍出版社、2001年、第20冊786頁)。
- (13) "Report of the Annual Meeting of Ratepayers" *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 152.
- (14) ditto p. 158.
- (15) 1925年の五・三〇運動に際し、これに参加した上海總商会や上海工商学聯合会などの民間団体が提出した交渉条件は会審公廨の返還や中国人参政権の付与などどれも上海租界に関わるものであった(「總商会將十三

- 条件呈交渉員」上海社会科学院歴史研究所編『五卅運動史料』第2巻, 上海人民出版社, 1986年, 251~253頁, 280~282頁)。
- (16) 1926年, 納税人会議はその召集の前の工部局董事会会議の席上, 中国人代表権の問題を討論した際, 会議に参加する董事たちはすでにこの問題が回避できないことを承認し, 総董事が年会の席で中国人董事を受け入れる正式の議案を提出することに一致して同意した(前掲『工部局董事会会議録』第23巻, 626, 628頁)。
- (17) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The North-China Herald*, April 22, 1930, p. 147.
- (18) 拙稿「中英関係変動背景下費唐報告の出籠与擱浅」『歴史研究』2012年第6期, 参照。
- (19) “Extraordinary Ratepayers Meeting Called for May 2 to Vote on Chinese Council Representation, *The China Weekly Review*, April 26, 1930, p. 344.
- (20) “The Special Meeting of Foreign Voters,” *The China Weekly Review*, May 10, 1930, p. 396.
- (21) 1889年に上海に成立したイギリス商人の組織。
- (22) 祥茂洋行 (Burkill and Sons) を擁し, 上海でも大量の不動産とゴム工場を所有した。
- (23) “Foreign Ratepayers Admit Two More Chinese Representatives to Municipal Council,” *The China Weekly Review*, May 10, 1930, p. 411.
- (24) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 152.
- (25) 1845年の「〔第一次〕土地章程」第15条関連規定には「中国人は租界の土地を貸し借りすることはできず, また家屋を建築し中国人商人に貸すことはできない」とある。
- (26) 外国人の商店の店員や外国人家庭の召使いを指す。
- (27) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 152.
- (28) ditto p. 152.
- (29) ditto p. 152.
- (30) ditto p. 153.
- (31) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 15, 1926, No. 1019, p. 131.
- (32) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The North-China Herald*, April 22, 1930, p. 148.
- (33) 前掲『工部局董事会会議録』第21冊, 537頁。
- (34) 拙稿「論近代外僑の『上海情結』——以『上海問題』争論为中心」『社会科学研究』2016年第1期, 参照。
- (35) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 154.
- (36) ditto p. 154.
- (37) ditto p. 154.
- (38) ditto p. 160.
- (39) ditto p. 155.
- (40) ditto p. 159.
- (41) ditto p. 160.
- (42) ditto p. 160.
- (43) (英) 伍海德著, 張珂等訳『我在中国的記者生涯』線装書局, 2013年, 130~131頁。
- (44) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The North China Herald*, April 22, 1930, p. 148.
- (45) ditto p. 147.
- (46) ditto p. 147.
- (47) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 155.
- (48) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 15, 1926, No. 1019, p. 129.
- (49) 拙稿「上海何去何從——論南京国民政府初期英米“上海問題”政策」『近代史研究』2014年第5期, 参照。
- (50) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 157.
- (51) ditto p. 158.
- (52) ditto p. 156.
- (53) 1919年の納税拒否運動の時, 1人のアメリカ人弁護士, 冒険家 Paul Linebarger がちょうどフィリピンから上海に来, 彼の助けで中国人は租界中国人の納税反対を指導するアメリカ式の組織「納税華人会」を結成し, かつ彼の意見にしたがって中国人はこのような信条を受け入れ, 中国人が董事会に加わるという条件のもとで初めて納税することにした。これが「代表なくして租税なし」である (“Increased Chinese Representation on

- the Municipal Council,” Robert L. Jarman, *Shanghai Political & Economic Reports (1842-1943)*, 16, Archive Editions, 2008, p. 76)。
- (54) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 155.
- (55) ditto p. 155.
- (56) ditto pp. 155-156.
- (57) ditto p. 157.
- (58) ditto pp. 156-157.
- (59) 実際、1930年5月の納税人特別会議の発起人は主にこれらの商人で、会議召集時、最前列にいた上海領事団の指導的領事以外の3人はみな当時上海で最重要な商人であった。すなわち、イギリス商会主席で同時に議案提出者であったカルダー・マーシャル (R. Calder-Marshall)、そして上海に巨大産業をもっていたハリー (Harry) やアーノルド (Arnold) である。カルダー・マーシャルは発言のなかで、イギリス商会と中華協会 (China Association) を代表して中国人代表権を支持すると声明した (“Foreign Ratepayers Admit Two More Chinese Representatives to Municipal Council,” *The China Weekly Review*, May 10, 1930, p. 411)。
- (60) 上海租界の中国人参政運動に影響を与えたその他の要因については、別稿を準備している。
- (61) 代表的研究成果は顧長声の研究で、『傳教士与近代中国』上海人民出版社、1981年、『從馬礼遜到司徒雷登』上海書店出版社、1985年、などがある。
- (62) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 15, 1926, No. 1019, p. 131.
- (63) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 152.
- (64) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 15, 1926, No. 1019, p. 131.
- (65) 鄒依仁『旧上海人口変遷の研究』上海人民出版社、1980年、90頁。
- (66) 1920年交付された納税人会議討論資料によれば、中国人が合計122.4万両銀を支払ったのに対して外国人は81.1万両銀の支払いであった(1919年)。
- (67) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 9, 1920, No. 688, p. 157.
- (68) “Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 15, 1926, No. 1019, p. 128.
- (69) ケンウェルの関連発言は以下の通り。「もし議案が修正案通り、租界の中国人が納めた税金を適切に考慮した上で、速やかに中国人董事選出のプロセス案を出したなら、我々は直ちに中国人社会团体からよい評判を勝ち得ることができよう。この議案が直ちに中国人董事の増加という結果をもたらしたからではなく、この状況において中国人は少なくとも人種差別の形跡を確認できないからである。このような議案の修正は、我々が彼らに董事会董事を担当させ、北京公使団に中国人の負担する税金の問題を考えさせようとしているのだと彼らに確信させるからである。租界における中国人人口の大きさや彼らが納める税金の額という、この2つの主要問題を考えないならば、それはまったく独断的な決定だという批判を免れない」 (“Report of the Annual Meeting of Ratepayers,” *The Municipal Gazette*, April 15, 1926, No. 1019, p. 130)。
- (70) 関連する研究は彭南生「抗捐与争権——市民権運動与上海馬路商界聯合会的興起」『江漢論壇』2009年第5期。
- (71) 中国政府筋による租界中国人に対する支持やイギリスを初めとする列強の中国人代表権問題における姿勢も、この議案の命運に影響を与えた重要な要素であった。